

令和7年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習実施要領

山形県村山総合支庁

1 対象となる方

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和7年9月14日に満了する方

2 適性検査の期日と場所（当日は受付後、適性検査を実施します。）

期 日	場 所	対象者（猟友会別）
令和7年9月5日（金）	村山総合支庁本庁舎 （山形市鉄砲町2-19-68）	主に山形支部会員、猟友会会員となっていない方
令和7年9月12日（金）	〃	主に上山・天童・山辺・西村山・北村山支部会員の方

※受検者の範囲は、当日の検査人数調整のため設定しています。日程の都合が合わない場合は、他の期日で申請をお願いします。

3 当日の日程

11:00～13:00		13:00～14:00	14:00～15:00	15:00～16:00
受 付	適性検査	講 習		
		法令・鳥獣の保護管理	鳥獣の判別	猟具の取扱い

4 申し込み方法

（1）必要書類等（下記①～⑤を用意したうえで申請してください）

① 狩猟免許更新申請書（必要事項を記入してください）

希望する受検月日を、申請書表面上部に必ず記入してください。

免許種類（網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟）のうち、複数の免許を更新する場合は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用する方は第1種銃猟免許のみの更新で第2種銃猟登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許にチェックをつけてください。（空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許にチェック印をつけてください。）

なお、有効期間が違う複数の免許を所持しており、その更新期日をそろえたい場合は、更新年の前であっても申し込むことができます。

② 写真（3.0cm×2.4cm）1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書に添付してください。

③ 手数料（県証紙）

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。（割り印はしないこと）

④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し

※ なお、現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付（顔写真該当部分）をもって診断書の提出に代えることができます。

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する

病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

⑤ 更新を受けようとする狩猟免許原本

狩猟免許を紛失した場合や、転居、改姓等により記載事項の変更がある場合（運転免許証、住民票の写し等の証明書類を添付してください。）は別途届出が必要です。

(2) 提出先 村山総合支庁 環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号

(3) 提出方法 直接持参または郵送

(4) 提出期限 希望する受検日の 10 日前必着（期限厳守のこと）

5 その他

- ・更新講習を受講し、適性検査に合格した方には、原則として検査当日に新たな免許を交付します。
- ・狩猟免許更新申請書の様式は、各総合支庁環境課及び山形県ホームページ（環境エネルギー部みどり自然課）から取得できます。（「山形県 狩猟免許 更新」で検索）

6 問合せ先

山形県村山総合支庁環境課 自然環境担当 我妻 電話 023-621-8425 FAX023-621-8428